

大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、原油価格・物価高騰により負担が生じている介護サービス及び障害福祉サービスの事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、その高騰分相当額を支援することにより、介護サービス等の質を確保することを目的とする。

(支給対象者)

第3条 支給の対象は、令和8年1月1日（以下「基準日」とする。）時点で、大牟田市内に別表1に掲げる介護サービス事業所等を設置しており、支給申請日時点で当該事業を継続している事業者とする。

2 前項の規定について、別表2に掲げるものに該当する事業は対象としない。

(暴力団排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としてしない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

(支給額の算定方法)

第5条 支援金の額は、別表1に定める額とする。ただし、定員数は基準日時点の数とする。

(支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする事業者は、令和8年3月23日までに、別表3に定める書類を添えて、大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）を市長へ提出、又はLoGoフォーム「大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」により申請しなければならない。

2 令和6年度において「大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱」に基づく支援金の支給を受けた者で、申請日までに振込口座や事業所の電気の種類に変更がない者は、前項の規定にかかわらず、別表3に定める書類のうち、振込口座の通帳、電気料金の請求書等の写しの添付を省略できるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(支援金の支給等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、支援金の支給または不支給を決定する。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、その内容の決定について、大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）または大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により支給の決定をした者に対し支援金を口座振込により支給する。

(支給の取り消し等)

第8条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しにより支給決定者に損害が生じた場合であってもその賠償の責めを負わない。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行し、改正後の大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱の規定は、令和6年3月11日以降の申請に係る支援金について適用し、それ以前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年3月13日から施行し、改正後の大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱の規定は、令和7年3月13日以降の申請に係る支援金について適用し、それ以前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年3月11日から施行し、改正後の大牟田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱の規定は、令和8年3月11日以降の申請に係る支援金について適用し、それ以前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 条、第 5 条関係)

区分		サービス分類	電気の種類	単価
介護サービス事業所	入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームの指定を受けている事業所は除く） 	高圧	定員 1 人あたり 24,900 円
			低圧	〃 24,100 円
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	高圧	定員 1 人あたり 12,900 円
			低圧	〃 12,100 円
	通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ※ 1 ・看護小規模多機能型居宅介護 ※ 1 ・第 1 号通所事業（通所介護事業の指定を受けている事業所は除く） 	高圧	定員 1 人あたり 9,200 円
			低圧	〃 8,100 円
	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・第 1 号訪問事業（訪問介護事業所の指定を受けている事業所は除く） 	—	1 事業所あたり 12,600 円
	障害福祉サービス事業所	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業者（福岡県の地域移行支援・地域定着支援の指定を受けている事業者を除く） ・指定障害児相談支援事業者 ※ 2 	—

- ※1 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は通いサービスを中心に行われるサービスのため、通所系サービスに分類する。また、定員は通いの定員とする。
- ※2 指定特定相談支援と指定障害児相談支援の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱い、指定特定相談支援事業者として支給する。

別表2（第3条関係）

介護サービス事業所等の事業	
1	申請日時点において事業を休止している
2	令和7年7月1日以降に大牟田市への介護給付費等の請求実績がない事業

別表3（第6条関係）

対象	提出書類
全事業所	支給対象施設明細確認一覧表（様式第1号-2）
初めて申請する事業所又は前回の支援金（※1）給付を受けた口座とは別の口座を指定する事業所	振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ）
初めて申請する事業所又は前回の支援金（※1）給付を受けた時と受電状況に変更がある事業所	令和7年7月～9月又は令和8年1月～3月利用分のうちいずれかの電気料金請求書等の写しなど、受電状況が分かるもの

- ※1 前回の支援金：令和7年3月13日以降の申請に係る支援金